

東京都板橋区日中一時支援事業実施要綱

(平成 18 年 9 月 29 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 3 項に基づく事業のうち、日中一時支援事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定め、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び介護についての一時的な負担軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 事業を利用できる者は、区に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第 4 条第 1 項に規定する障がい者

(2) 法第 4 条第 2 項に規定する障がい児

(3) その他区長が特に必要と認めた者

(事業者の登録)

第 3 条 事業を実施しようとする事業所を運営する者（以下「事業者」という。）は、この要綱で定めるところにより、登録を受けなければならない。

(登録の要件)

第 4 条 事業者が、前条に規定する登録を行う場合には、法第 36 条の規定に基づき都道府県知事が指定した指定障害者福祉サービス事業者又は児童福祉法第 21 条の 5 の 15 に規定する児童発達支援事業者若しくは放課後等デイサービス事業者であることを要する。

(構造設備の一般原則)

第 5 条 施設の配置、構造及び設備は、日照、採光及び換気等の利用者の保健衛生に関する事項、危険箇所への配慮及び防災について、十分配慮されたものでなければならない。

2 施設の建物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建物とする。

(事業者の登録申請)

第 6 条 第 3 条に規定する登録を申請しようとする事業者は、日中一時支援事業登録申請書（別記第 1 号様式）に必要書類を添付して、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、日中一時支援事業登録通知書（別記第 2 号様式）を、事業者に交付するものとする。

(変更の届出)

第 7 条 前条第 2 項の規定による登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに当該変更に係る事項について、日中一時支援事業変更届出書（別記第 3 号様式）を、区長に提出しなければならない。

ならない。

(1) 事業所の名称、所在地及び連絡先

(2) 登録事業者の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先並びに代表者の氏名

2 登録事業者は、事業を廃止若しくは休止又は再開する場合は、速やかに日中一時支援事業廃止・休止・再開届出書（別記第4号様式）を、区長に提出しなければならない。

(利用の申請等)

第8条 第2条に掲げる者が、事業に関するサービスの支給（以下「支給」という。）

を受けようとする場合には、地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（別記第5号様式）に、その者が属する世帯の申請日の属する年度の住民税を証明する書類（以下「税証明書」という。）を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、支給決定を行った場合は、地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担軽減額・免除等決定通知書（別記第6号様式）により、支給しない旨を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により支給決定を受けた者（以下「利用者」という。）は支給内容等の変更等を希望するときは、地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（別記第5号様式の2）に、税証明書を添えて、区長に申請しなければならない。

4 区長は、支給変更決定を行った場合は、地域生活支援事業支給変更決定通知書兼利用者負担軽減額・免除等変更決定通知書（別記第6号様式の2）により、変更しない旨を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(地域生活支援事業受給者証)

第9条 区長は、支給決定又は支給変更決定を行った場合は、地域生活支援事業受給者証（別記第7号様式。以下「受給者証」という。）を、利用者に交付しなければならない。

2 受給者証の有効期間は、支給決定の日から最長1年間とする。

(契約の締結)

第10条 事業の利用に当たっては、利用者は登録事業者と契約を締結するものとする。

(給付費及び代理受領)

第11条 区長が、利用者が事業を利用するために給付する費用（以下「給付費」という。）は、一月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 同一の月において別表により算出した額の合計額

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第17条各号に定める負担上限月額（当該負担上限月額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

2 前項の場合において、区長は、利用者からの委任に基づき、給付費として支給されるべき額の限度において、当該利用者に代わり当該登録事業者を支払うことができる。

3 前項の規定による支払いがあったときは、利用者に対し給付費の支給があったものとみなす。

(利用者負担額)

第 12 条 利用者が登録事業者から事業の提供を受けるに当たり負担する額（以下「利用者負担額」という。）は、別表により算出した額から給付費を控除した額とする。

(利用者負担額の減免)

第 12 条の 2 利用者負担の免除及び減額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による利用者負担額減免の取扱いに関する要綱(平成 28 年 11 月 11 日区長決定)の例による。

(登録の取消し)

第 13 条 区長は、登録事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

(1) 登録事業者が、第 4 条に定める基準を満たさなくなったと認められるとき。

(2) 登録事業者に、経費の請求に関して不正があったとき。

(3) 登録事業者が、文書その他の物件の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は虚偽の文書若しくはその他の物件を提出若しくは提示したとき。

(4) 登録事業者が、質問又は照会に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき。

(5) 登録事業者が、不正な手段により、第 6 条第 2 項に規定する登録を受けたとき。

(6) 登録事業者の事業の実施内容に不備があると認められたとき。

(7) 登録事業者が法令に基づく指導を受けてなお改善がなされていないと認められたとき。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 27 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 11 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 11 条及び第 12 条関係）

区 分	利用時間	単 位
区分 1	4 時間未満	124 単位
	4 時間以上 8 時間未満	249 単位
	8 時間以上	373 単位
区分 2	4 時間未満	150 単位
	4 時間以上 8 時間未満	301 単位
	8 時間以上	451 単位
区分 3	4 時間未満	209 単位
	4 時間以上 8 時間未満	417 単位
	8 時間以上	626 単位
重症心身 障がい（児）者	4 時間未満	489 単位
	4 時間以上 8 時間未満	979 単位
	8 時間以上	1,467 単位
遷延性意識 障がい（児）者	4 時間未満	340 単位
	4 時間以上 8 時間未満	681 単位
	8 時間以上	1,021 単位
政令第 17 条第 2 号から第 4 号までに該当する者に食 事提供を行った場合	30 単位	

注 報酬単価は、単位数に 11.20 円を乗じた額とする（1 円未満切捨て）。

日中一時支援事業登録申請書

（宛先）東京都板橋区長

申請者 所在地
 （事業者） 名称
 代表者職・氏名

東京都板橋区日中一時支援事業実施要綱に規定する事業所に係る登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

申請者 （事業者）	フリガナ										
	名称										
	主たる事務所の所在地		（郵便番号 — ）								
	連絡先	電話番号	— —		FAX 番号	— —					
	代表者	職			フリガナ						
					氏 名						
登録を受けようとする事業所	フリガナ										
	名称										
	事業所の所在地		（郵便番号 — ）								
	連絡先	電話番号	— —		FAX 番号	— —					
		メールアドレス									
都道府県指定障害福祉サービス等事業所番号											

※都道府県知事が指定した指定障害福祉サービス事業者又は基準該当居宅介護事業者である証書（指定通知書等）の写し等、必要書類を添付すること。

年 月 日

日中一時支援事業登録通知書

様

東京都板橋区長

東京都板橋区日中一時支援事業実施要綱の規定による日中一時支援事業所として、
下記のとおり登録したので通知します。

記

申請者（事業者）名	
代 表 者 名	
事 業 所 名	
事 業 所 の 所 在 地	
登 録 年 月 日	
登 録 番 号	

日中一時支援事業変更届出書

（宛先）東京都板橋区長

所 在 地

申請者

（登録事業者） 名 称

代表者職・氏名

次のとおり登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

記

登録内容を変更した事業所	事業所番号																		
	名 称																		
	所 在 地																		

変更があった事項		変更の内容	
		変更前	変更後
1	事業所の名称		
2	事業所の所在地		
3	事業所の連絡先		
4	申請者の名称		
5	申請者の主たる事務所の所在地		
6	申請者の連絡先		
7	申請者の代表者氏名		
8	その他		
変更年月日		年	月 日

備考1 該当項目番号に○を付してください。

2 変更内容がわかる書類がある場合は添付してください。

3 変更の日から10日以内に届け出てください。

年 月 日

日中一時支援事業【廃止・休止・再開】届出書

（宛先）東京都板橋区長

所在地

申請者

（登録事業者） 名称

代表者職・氏名

次のとおり事業の【廃止・休止・再開】をしましたので届け出ます。

記

【廃止・休止・再開】した 事業所	事業所番号																		
	名称																		
	所在地																		

【廃止・休止・再開】した年月日	年 月 日
【廃止・休止・再開】した理由	
現にサービスを 受けていた者に対する措置 （廃止・休止した場合のみ）	
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

備考1 【廃止・休止・再開】内の該当項目に○を付してください。

2 廃止・休止・再開の日から10日以内に届け出てください。

地域生活支援事業 支給申請書兼
利用者負担額減額・免除等申請書

次のとおり申請します。

申請年月日

申請者	フリガナ				生年月日	
	氏名	個人番号：				
	居住地	〒				
フリガナ					生年月日	
支給申請に係る 障害児氏名		個人番号：			続柄	
身体障害者手帳番号				愛の手帳番号		
精神障害者保健福祉手帳番号				疾病名		
申請するサービスの種類等	サービスの利用状況	利用中のサービスの種類と内容等				
	地域生活支援事業	申請する支援の種類・内容				
		種類	☐ 移動支援	☐ 地域活動支援センター	☐ 日中一時支援	☐
		☐	☐	☐	☐	
	内容					
	備考					
主治医※	主治医の氏名			医療機関名		
	所在地	(〒)				

※主治医欄は、障害者手帳を所持しない者が申請する場合のみ記入すること

[決定に必要な個人情報閲覧の承認] 私は、区がこの申請にかかる決定のために必要な個人情報について、区が保有する公簿を確認することを承認します。	年 月 日 申請者氏名
--	----------------

申請する減免の種類	☐ I 月額負担上限額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれも当てはまらない場合は空欄とすること。) 1. 生活保護受給世帯 2. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの	
	☐ II 個別減免に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、個別減免を申請します。 1. グループホーム入居者、施設入所者(注)(20歳以上) 2. 一定の資産を有していないこと ア. 預貯金等の額が350万円以下であること イ. 不動産を所有していない(親族等が現に居住する不動産を除く)	
	☐ III 特定入所者食費等給付費に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、特定入所者食費等給付費を申請します。	
	〈20歳上の方〉 1. 施設入所者(注)であること(年令 才) 2. 市町村民税非課税世帯の者	〈20歳未満の方〉(2はあてはまるものに○をつける) 1. 施設入所者(注)であること(年令 才) 2. a) 上記のIの区分のうち、1～3にあてはまる者 b) " 1～3にあてはまらない者
	☐ IV 生活保護への移行予防措置(自己負担減免措置、特例補足給付)に関する認定 生活保護への移行予防措置(□自己負担減免措置 □特定補足給付)を申請します。	
世帯範囲の特例	☐ 下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1. 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていない。 2. 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない。	

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

(注) 対象施設は、施設訓練等支援費の対象となる入所施設(身障療護、身障更生、身障授産、知的更生、知的授産)

申請書提出者	□申請者本人 □申請者本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ		申請者との関係	
氏名			
住所	〒 電話番号		

地域生活支援事業 支給変更申請書兼
利用者負担額減額・免除等変更申請書

次のとおり申請します。

申請年月日

申請者	フリガナ		生年月日												
	氏名	個人番号：												受給者番号	
	居住地	〒													
		電話番号													
フリガナ			生年月日												
支給申請に係る障害児氏名		個人番号：												続柄	
身体障害者手帳番号			愛の手帳番号												
精神障害者保健福祉手帳番号			疾病名												
変更の理由															

変更を申請するサービスの種類等	サービスの利用状況	利用中のサービスの種類と内容等													
	地域生活支援事業	申請する支援の種類・内容													
		種類	☐ 移動支援		☐ 地域活動支援センター		☐ 日中一時支援		☐						
			☐		☐		☐		☐						
	内容														
	備考														
主治医※	主治医の氏名				医療機関名										
	所在地		(〒)												
		電話番号													

※主治医欄は、障害者手帳を所持しない者が申請する場合のみ記入すること

[決定に必要な個人情報閲覧の承認] 私は、区がこの申請にかかる決定のために必要な個人情報について、区が保有する公簿を確認することを承認します。		年 月 日 申請者氏名
--	--	----------------

世帯範囲の特例

(注) 対象施設は、施設訓練等支援費の対象となる入所施設（身障療護、身障更生、身障授産、知的更生、知的授産）

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申 請 者 との関係	
氏 名			
住 所	〒 電話番号		

様
東京都板橋区長

地域生活支援事業
支給決定通知書兼利用者負担軽減額・免除等決定通知書

地域生活支援事業及び当該事業に係る利用者負担免除等について、下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

受給者証 番号		支給決定障がい者 （保護者）氏名	
支給決定日		支給決定に係る 児童氏名	
有効期間			
利用者負担上限月額		円	
サービスの 種類	支援の内容	サービスの 種類	支援の内容
移動支援		地域活動支援センター	
日中一時支援			
特記事項			

- 不服申し立て及び取消訴訟
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先
板橋区

年 月 日

様

東京都板橋区長

地域生活支援事業 支給変更決定通知書兼
利用者負担軽減額・免除等変更決定通知書

地域生活支援事業及び当該事業に係る利用者負担免除等について、下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記			
受給者証番号			
支給決定障がい者 （保護者）氏名		支給決定に係る 児童氏名	
変更年月日			
変更後のサービスの 種類、内容、支給量 及び障害支援区分			
変更後の利用者負担上限月額	円		
変更後の特定入所者食費等給付費	円		
変更の理由			

受給者証を板橋区
提出先 板橋区

提出期限

に提出してください。
住所
電話番号

- 不服申し立て及び取消訴訟
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先
板橋

第7号様式（第9条関係）

(一)

地域生活支援事業受給者証		
受給者	番 号	
	居住地	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
児童	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
交付年月日		年 月 日
支給市町村名 及び 印		

(二)

支給決定内容		
移動支援	支給決定期間	
	支給量等	
地域活動支援センター	支給決定期間	
	支給量等	
予備欄		

(三)

日中一時支援	支給決定期間			
	支給量等			
利用者負担割合		1割	利用者負担上限月額	
特記事項				
(予備欄)				